

岡山市勤労者福祉センター使用料の徴収事務委託契約書（案）

岡山市及び〇〇〇〇（以下「指定管理者」という。）は、令和 年 月 日付けで締結した岡山市勤労者福祉センター管理運営に関する包括協定書（以下「包括協定書」という。）第4条に規定する岡山市勤労者福祉センターにおける使用料の徴収事務について、次の各条により委託契約を締結する。

（委託）

第1条 岡山市は、指定管理者に対し、岡山市勤労者福祉センター条例（昭和51年市条例第53号）第5条及び第5条の2に定める使用料（以下「使用料」という。）の徴収を委託し、指定管理者は、これを受託する。

（事務の処理方法）

第2条 指定管理者は、現金の収納については、次条に定めるものを除き、岡山市会計規則（昭和39年市規則第6号）第44条の2第3項において準用する出納員及び分任出納員に関する規定（同規則第24条、第25条、第26条及び第29条までの規定）に従い行うものとする。

2 現金の払込みについては、次のとおり行うものとする。

- (1) 現金については、金庫又は施錠できる保管庫を利用する等確実な方法により保管し、岡山市会計規則第35条第1項第6号に規定する収納金払込書（様式第8号）にて、施設の利用者から徴収した日から起算して7日を経過した日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）までに岡山市指定金融機関、岡山市指定代理金融機関又は岡山市収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に払い込まなければならない。
- (2) 現金を指定金融機関等に払い込んだときは、領収書の交付を受けなければならない。
- (3) 現金の払込みの状況を現金出納簿により整理しなければならない。

3 収入については、岡山市会計規則第34条、第37条、第39条及び第40条に準じて行うものとする。

（報告）

第3条 指定管理者は、収納した使用料総額の内訳を示す書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を、収納した月の翌月5日までに岡山市に提出しなければならない。

（検査）

第4条 岡山市は、定期及び臨時に当該委託に係る徴収事務の状況を検査するものとする。

（預金利子）

第5条 指定管理者が、取り扱う現金を金融機関に預金したときは、当該預金から生ずる利子は、岡山市に帰属するものとし、指定管理者は毎年3月までに岡山市に納入しなければならない。

(事故の報告)

第6条 指定管理者が、取り扱う現金を亡失した場合は、直ちに文書にて岡山市に報告しなければならない。

(契約期間)

第7条 この契約の期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

(契約の失効)

第8条 指定管理者が、包括協定書第12条に基づき指定を取り消されたときは、本契約は自動的に失効するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、岡山市と指定管理者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(岡山市)

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市長 大 森 雅 夫

(指定管理者)

所在地

商号または名称

代表者氏名